

熊本県有明・八代工業用水道運営事業
優先交渉権者選定基準

令和元年（2019年）12月

熊本県企業局

目 次

第 1 優先交渉権者選定基準の位置づけ.....	1
第 2 優先交渉権者等選定方法.....	2
1. 優先交渉権者等選定方法の概要.....	2
2. 優先交渉権者等選定の体制.....	2
3. 審査の手順	2
第 3 参加資格審査	4
第 4 総合審査	5
1. 基礎審査	5
2. 提案審査	5
第 5 優先交渉権者等の選定	13

第1 優先交渉権者選定基準の位置づけ

本優先交渉権者選定基準（以下「本基準」という。）は、熊本県（以下「県」という。）が、競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式により、熊本県有明・八代工業用水道運営事業（以下「本事業」という。）の優先交渉権者及び次点以降の交渉権者（以下「優先交渉権者等」という。）を選定するための方法、審査内容、審査項目、審査の視点、配点、評価基準等を示したものであり、募集要項と一体のものである。

なお、本基準において使用している用語の意義は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、募集要項に定めるところによる。

第2 優先交渉権者等選定方法

1. 優先交渉権者等選定方法の概要

本事業は、民間事業者に対して、有明工業用水道及び八代工業用水道の運営等において、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力や民間資金を活用して効率的かつ効果的な事業実施を求め、地域経済の成長や地域社会の持続的発展、有明工業用水道事業及び八代工業用水道事業の経営改善及び未利用水の有効活用等を目指すものである。

そのため、体制や運営方法、資金調達方法等の多分野に渡る民間事業者のノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、PFI事業実施プロセスに関するガイドラインを踏まえて、競争性のある随意契約である公募型プロポーザル方式を採用し、提案を総合的に評価するものとする。

2. 優先交渉権者等選定の体制

県は、優先交渉権者等を選定するにあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）第11条に規定する客観的な評価を行うために、有識者等から構成される「熊本県有明・八代工業用水道運営事業審査会」（以下「審査会」という。）を設置した。

審査会は、各応募者から提案された提案書を評価し、県は、審査会の評価を受けて、優先交渉権者を選定するとともに、次点以降の交渉権者を決定する。

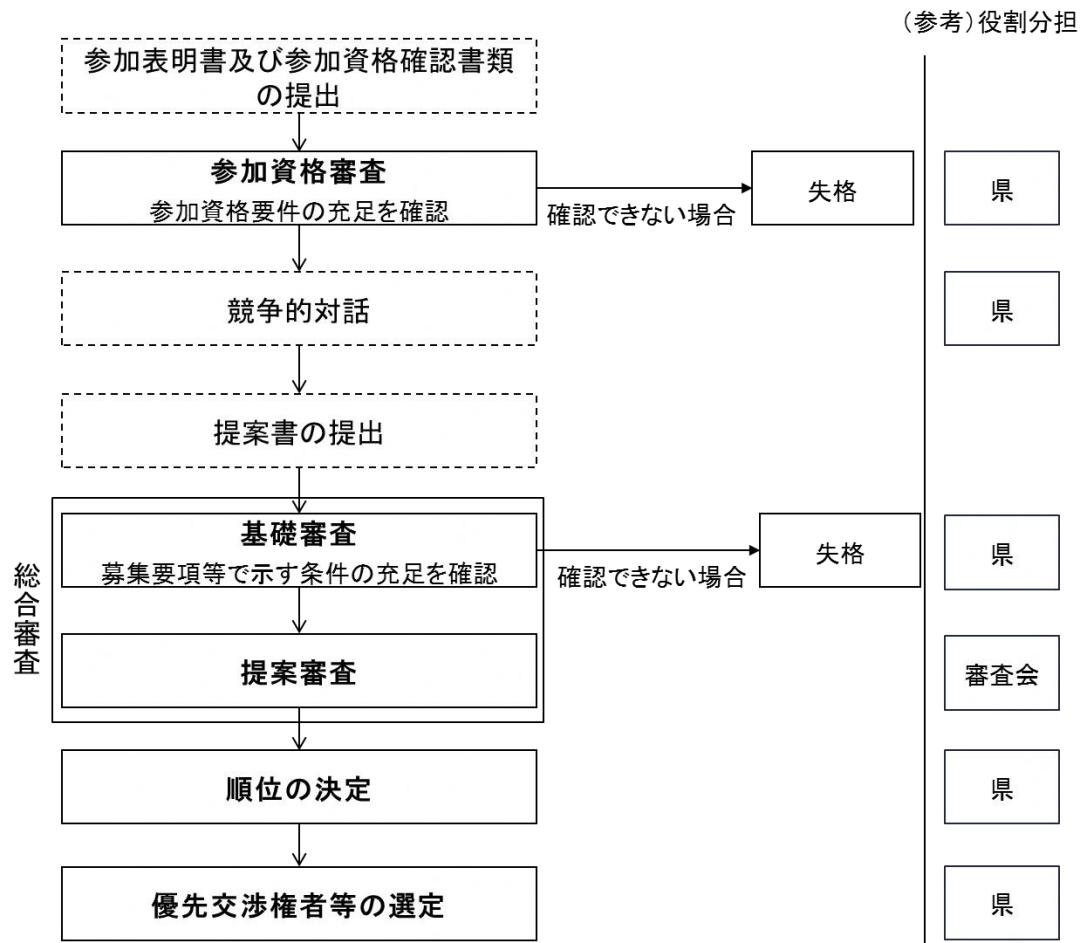
図表1 熊本県有明・八代工業用水道運営事業審査会 審査委員一覧

氏名	所属・役職等
池上 恒子	熊本学園大学 商学部 教授
石井 晴夫	東洋大学 名誉教授
川越 保徳	熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター 教授
渡辺 亮一	福岡大学 工学部 社会デザイン工学科 教授
三輪 孝之	熊本県 商工観光労働部 新産業振興局長

3. 審査の手順

優先交渉権者等を選定するにあたり、参加資格審査と総合審査を行う。総合審査は、基礎審査と提案審査から構成される。

図表 2 審査の流れ



第3 参加資格審査

県は、応募者が提出した参加資格確認書類について、募集要項等に示す参加資格要件等の充足を審査する。参加資格要件等を満たしていない場合は失格となる。

参加資格審査における審査内容は以下のとおりである。

図表 3 参加資格審査の審査内容

審査事項	審査内容	該当する参加資格確認書類
応募者の構成	募集要項「1. 応募者の構成」(P15) 参照	様式2-4-① 様式2-4-②
応募者に共通の参加資格	募集要項「2. 応募者に共通の参加資格」(P15～16) 参照	様式2-5
応募者に求められる要件	募集要項「3. 応募者に求められる要件」(P16～17) 参照	様式2-4-① 様式2-4-② 様式2-5 (添付資料)

第4 総合審査

(ア) 基礎審査

県は、応募者が提出した提案書について、提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか審査する。募集要項等に示す条件（予定価格も含む。）を満たさない提案を提出した応募者は失格とする。

(イ) 提案審査

審査会は、応募者が提出した提案書、応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえて、提案評価項目に照らして提案内容を評価する。

(1) 提案評価項目

提案評価項目は下表のとおりとする。

図表 4 提案評価項目一覧

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	
				内訳	合計
事業全般に関する項目	事業方針	経営方針	<ul style="list-style-type: none">・ 経営方針が具体的に示されているか。・ 方針は県が提示した事業（運営）の基本方針と整合しているか。・ 経営の透明性が確保された方針であるか。・ 長期に渡る事業期間の中で変化する社会経済を踏まえ、安定的に経営を行うための方針が明確に示されているか。	10	90
		業務実施方針	<ul style="list-style-type: none">・ 業務実施方針が具体的に示されているか。・ 方針は県が提示した事業（運営）の基本方針と整合しているか。・ 安定的かつ確実に業務を実施するための方針が明確に示されているか。・ 各業務の基本的考え方と整合しているか。・ 県との協議を踏まえた効率的かつ柔軟な事業計画策定の仕組みとなっているか。		

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	
				内訳	合計
	事業実施体制	経営体制	<p>①基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営方針、業務実施方針と整合した体制であるか。 ・ SPC構成員（SPC出資者）組成の考え方及び出資比率は、経営方針、業務実施方針と整合しているか。 ・ 経営体制の考え方が明確か。 ・ 交代の際、透明性のある適切なプロセスで後任者が選任される仕組みになっているか。 <p>②体制内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 円滑な業務遂行のために経営責任者がリーダーシップを発揮できる仕組みとなっているか。 ・ 議決権株主間の意見調整も含めて迅速な意思決定が可能な仕組みとなっているか。 ・ 指揮命令系統が明確か。 	15	
		業務実施体制	<p>①基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営方針、業務実施方針と整合した体制であるか。 ・ 業務実施企業選定の考え方が明確であるか。 ・ 交代の際、透明性のある適切なプロセスで後任者が選任されることになっているか。 <p>②体制内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各業務実施企業の役割分担は明確か。 ・ 指揮命令系統が明確であり、各業務のマネジメントが適切かつ確実に実施できる仕組みであるか。 		
	責任者の適性		<p>①経営責任者の適性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業運営や事業の将来について明確なビジョンを有しているか。 <p>②事業統括責任者の適性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業のマネジメントに合致した経歴を有しているか。 ・ 経営責任者との意思疎通を円滑に行うことができるか。 		
	人員配置計画		<p>①基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の特性や経営方針及び業務実施方針を踏まえた計画になっているか。 <p>②人員配置計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営責任者、事業統括責任者及び業務員の人数、実績は十分であり、業務遂行の確実性が 		

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	
				内訳	合計
モニタリング	基本的考え方		認められるか。 ・ 人員配置計画に柔軟性があるか。		10
			・ モニタリング基本計画を理解し、それを踏まえた計画となっているか。 ・ 経営モニタリング、業務モニタリングの体制構築に当たって基本的考え方が明確か。 ・ 熊本県が共同管理者に対して運営権者による事業運営状況の説明を行うことを踏まえたモニタリング体制や方法であるか。		
	モニタリング体制		・ 実効力のある体制であるか。 ・ モニタリングに当たっての SPC 内の役割分担が明確か。 ・ 透明性、中立性、客観性が確保された体制であるか。		
	経営モニタリング方法		・ 具体的な改善につながる効果的な企業統治の仕組みが具体的に提案されているか。 ・ 経営改善及び成長につながる効果的な経営管理（KPI 設定とそのモニタリング）の方法が具体的に提案されているか。		
資金調達・事業収支	資金調達計画		①基本的考え方 ・ 本事業の特性を踏まえているか。 ②資金調達計画 ・ 安定的かつ確実な資金調達計画であり、それが具体的に説明されているか。 ・ 資金調達の各主体の合意形成がなされている等、実現可能な資金調達計画であるか。		10
			①基本的考え方 ・ 本事業の特性、方針、業務内容を踏まえたものになっているか。 ②収支計画 ・ 収支計画の基礎となる各数値の根拠が明確か。 ・ 信頼できる収支計画であり、それが具体的に説明されているか。 ・ 安定的に事業を遂行できる収支計画であり、それが具体的に説明されているか。		
	収支計画				

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	
				内訳	合計
リスク対応策	SPC の財務管理方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水量予測の根拠が明確か。 	10	
		SPC の財務管理方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ SPC から県、金融機関、各業務実施企業への資金の流れは適切かつ明確か。 ・ 財務管理の方法は透明性が確保されているか。 		
		基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の特性、各業務の内容、方針等を踏まえたリスクの予防・顕在時の対応の方針が明確であるか。 ・ 保険付保の考え方方が明確であるか。 		
	事業収支悪化の予防・対応策	リスク管理方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ SPC が負担するリスクが具体的かつ網羅的に想定されているか。 ・ 具体的かつ実現可能性の高いリスク管理の仕組みが提案されているか。 ・ リスク管理の仕組みのうち、保険が担う部分について具体的で妥当な提案であるか。 		
		事業収支悪化の予防・対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業収支悪化を招くリスクが想定されているか。 ・ 当該リスクが顕在化しないための予防策が具体的に提案されているか。 ・ 当該リスクが顕在化し、事業収支が悪化した場合の対応策が具体的、かつ実現可能性の高いものであるか。 		
		災害・事故発生の予防・対応の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害・事故発生（不可抗力含む。）に備えた予防方策の考え方方は具体的であるか。 ・ 災害・事故発生時（不可抗力含む。）の対応策の考え方方は具体的であるか。 		
	危機管理	災害・事故発生の予防策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害・事故発生（不可抗力含む。）に備えた予防方策は具体的であり、効果的かつ実現可能な方策であるか。 ・ 災害・事故発生時（不可抗力含む。）に備えた予防策を行うのに十分な体制であるか。 		
		災害・事故発生の対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害・事故発生時（不可抗力含む。）の対応策は具体的であり、被害を最小限に抑える効果が想定され、かつ実現可能であるか。 ・ 災害・事故発生時（不可抗力含む。）の対応策を行うのに十分な体制であるか。 ・ 災害・事故発生時（不可抗力含む。）の県との連絡体制は円滑な体制であるか。 		

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	
				内訳	合計
	地域経済発展への貢献	基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を通して地域経済発展に貢献するための基本的考え方が明確であるか。 ・ スケジュールが具体的に示されているか。 	20	
		本事業が直接的に貢献する方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業による地元企業の参画、地域の雇用、人材育成、地元資材の活用、ユーザー企業誘致等の計画が具体的であり、かつ実現可能性の高い計画であるか。 ・ 貢献度や効果、その測定方法が具体的に示されているか。 		
		本事業が間接的に貢献する方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業に直接的に関わらない地元企業や住民など広く地域に貢献する方策が具体的であり、かつ実現可能性が高いか。 ・ 貢献度や効果、その測定方法が具体的に示されているか。 		
義務事業に関する項目	事業開始時の引継ぎ	基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期間内にスムーズに引継ぎを行うための方針が具体的であるか。 	6	42
		引継ぎの方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引継ぎの実施方法（内容、手順、役割分担、スケジュール等）は具体的であり、かつ期間内にスムーズに行うことができるものであるか。 		
	施設更新	基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が示した事業（運営）の基本方針（LCC、長寿命化等）と整合しているか。 ・ 事業終了後も県が維持管理・運営を確実に実施できる更新計画となっているか。 	15	
		LCC縮減の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新計画は、事業期間内に最大限LCCを縮減するための具体的な工夫があり、かつ実現可能性が高い計画であるか。 ・ 当該計画のLCC縮減効果が定量的に示されているか。 		
		長寿命化の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新計画は、長寿命化のための具体的な工夫があり、かつ実現可能性の高い計画であるか。 ・ 当該計画の長寿命化の効果が定量的に示されているか。 		

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	
				内訳	合計
維持管理・運営	基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的考え方が具体的に示されているか。 ・ 県が提示した事業（運営）の基本方針と整合しているか。 ・ 事業終了後も県が維持管理・運営を確実に実施できる方策となっているか。 	15		
	工業用水道等の供給及び運転管理の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準で規定する水質、水量を維持する方策が具体的で実現可能性の高いものであるか。 ・ LCC縮減につながる運転管理の内容であるか。 ・ LCC縮減効果が定量的に示されているか。 			
	保全管理の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の保守点検、修繕の効率的かつ効果的な方法（頻度、内容等）について具体的に提案されているか。 			
	顧客管理の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユーザー企業の利便性が向上する方策が具体的に提案されているか。 ・ ユーザー企業が安心して水を使用できる方策や工夫が具体的に提案されているか。 			
	県職員に対する教育・研修の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県職員が継続して工業用水道運営のノウハウを確保できるための効果的な教育・研修方策が提案されているか。 			
事業終了時の引継ぎ	基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業終了時までにスムーズに引継ぎを行うための方針が具体的であるか。 ・ 事業終了後に県が継続的に事業を行うことができる引継ぎの方針が具体的であるか。 	6		
	引継ぎの方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業期間終了後に県もしくは県が選定した民間事業者が継続的に業務を実施するための引継ぎの実施方法（内容、手順、役割分担等）が具体的であり、かつ期間内にスムーズに行うことができるものであるか。 ・ 事業終了後、県が継続して事業を行えることを担保するための方策は効果的かつ具体的であるか。 			

大項目	中項目	小項目	審査の視点	配点	
				内訳	合計
任意事業に関する項目	任意事業における地域活性化方策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 未利用資産（水、土地等）を活用した任意事業について、地元企業や住民に対して直接的もしくは間接的に寄与する事業であるか。また、直接的もしくは間接的に寄与することを具体的に示しているか。 ・ 寄与度や効果及びその測定方法が具体的に示されているか。 ・ 実現性の高い提案内容及び実施体制であり、履行の意思が固く、かつ履行に至る実施計画が具体的であるか。 	8	8
	県の財政健全化への寄与		<p>評価点 = 提案価格/応募者中の最高提案価格 × 配点</p> <p>【算定条件】</p> <p>○提案価格算定式</p> <p>提案価格 = 県収受分料金の総額 + 運営権者譲渡対象資産額 - 更新投資負担金の総額 - 更新投資の残存価値相当額</p> <p>(留意点)</p> <p>①算定式の各要素について</p> <p>県収受分料金の総額：事業期間合計額、現在価値換算前</p> <p>運営権者譲渡対象資産額：事業期間合計額、現在価値換算前</p> <p>更新投資負担金の総額：事業期間合計額、現在価値換算前</p> <p>更新投資の残存価値相当額：現在価値換算前</p> <p>②算定に用いる水量について</p> <p>提案価格設定に用いる水量は、県計画水量（具体的な値は様式集を参照）に、応募者が見込む水量を加えたものである。</p> <p>なお、応募者が見込む水量とは、応募者の創意工夫に基づき見込まれる水量であり、県が把握している本事業開始以降の新規の給水契約締結に基づく見込水量は含まないことに留意すること。当該新規見込水量は、参加資格審査通過者に対して競争的対話において開示する。</p>	60	60
				合計	200

(2) 提案評価基準

審査会は、提案を求める評価項目において、審査の視点で示す要件をどの程度満たしているかに応じて評価を行う。

評価は4段階で構成される。

図表 5 提案評価基準

評価	評価基準	点数化の方法
A	小項目ごとに設定した審査の視点全てに対して提案があり、優れた効果が期待できる。	配点×1.0
B	小項目ごとに設定した審査の視点全てに対して提案があり、効果が期待できる。	配点×0.6
C	小項目ごとに設定した審査の視点に対して提案があり、効果が期待できる。	配点×0.3
D	要求水準を超える提案がない。	配点×0.0

(3) 審査会の評価の決定

審査会は、審査会として評価を行い、応募者の提案書の順位を決める。

第5 優先交渉権者等の選定

県は、提案審査結果を踏まえて応募者の得点及び順位を決定し、第一位の応募者を優先交渉権者として選定する。また、順位に応じて次点以降の交渉権者として選定する。